

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
産業技術総合研究所小金井支所土地借料 1式	契約担当職 調達室長 五十嵐 直幸 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H25.1.7	国立大学法人東京農工大学 東京都府中市晴見町3-8-1	当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	13,080,000	非公表	-	小金井支所の建物が国立大学法人東京農工大学の敷地内にあり、場所が限定されるため。	5	
つくば中央第2事業所監視・警報装置増設工事、つくば中央第2事業所、H25.1.16～H25.3.25 1式	契約担当職 研究環境整備部 部総括 塩釜 士郎 (茨城県つくば市東1-1-1)	H25.1.16	木本通信 茨城県つくば市吉沼2008-1	施工業者に対しては守秘義務が規定されるため、当該工事に対応可能な者が1者であり、競争を許さないことから会計規程第30条第4項に該当するため。	非公表	5,145,000	非公表	-	秘密情報の適正な管理が求められ、施工業者に対しては守秘義務が規定されているため、適法に当該施設の設置工事および保守点検作業を実施してきた木本通信のみが施工可能である。	19	